

佐久市犯罪被害者等支援事業に係る用語の定義、支援の概要等について

	条例	支援金の対象（第13条関係）	日常生活支援助成金の対象（第11条関係）
目的	○市の責務及び市民等の役割を明らかにし、施策の基本的事項を定める	○犯罪被害後の当面の経済的負担の軽減を図る	○犯罪被害からの早期回復及び軽減を図り、日常生活の再建を支援する
犯罪	○「犯罪被害者等基本法」第2条の「犯罪等」の定義を引用 ・犯罪等：犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為 ・国の第4次基本計画では・・・犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、被害を受けた場所等による限定は一切なし	○「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第2条の「犯罪行為」の定義を引用 ・日本国内又は日本国外（日本船舶又は日本航空機内）で人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（心神喪失者の行為及び14歳未満の者の行為等の刑法で罰せられない行為を含み、正当行為及び正当防衛等による行為は対象外） ・過失による行為を除く	○「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第2条の「犯罪行為」の定義を引用 ・過失による行為を含む
犯罪被害		○犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるもの）による死亡又は重傷病 ・重傷病：負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であることを要する。）と医師に診断されたもの	
犯罪被害者	○「犯罪被害者等基本法」第2条の「犯罪被害者等」の定義を引用 ・犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族	○「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第2条の「犯罪被害者」の定義を引用 ・犯罪被害を受けた者	
市民	○「市民等」として定義 ・市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する者、市内で事業若しくは活動を行う者	・市内に住所を有する者、市内に居住する者、市長が認める者	
遺族		○犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時における次の者 ①配偶者（事実婚を含む） ②同一世帯の2親等以内の親族 ③同一世帯外の2親等以内の親族 （第1順位遺族に支給：①→②→③）	・配偶者（事実婚を含む） ・2親等以内の親族
家族			○犯罪被害（重傷病に限る）が発生した時における次の者で遺族でない者 ・配偶者（事実婚を含む） ・2親等以内の親族
給付対象者		・第1順位遺族、重傷病を負った犯罪被害者であって、犯罪行為が行われた時における市民その他市長が必要と認める者	・遺族、重傷病を負った犯罪被害者及びその家族であって、申請時における市民
支援対象外		・犯罪行為が行われた時において犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係がある場合 （婚姻関係の破綻、犯罪被害者が18歳未満の子、犯罪被害者が18歳未満の子を監護、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待は対象） ・犯罪行為を誘発、責めに帰すべき行為があった場合 ・犯罪被害者又は第1順位遺族が暴力団と関係ある場合 ・社会通念上適切でない場合	・犯罪行為が行われた時において犯罪被害者、遺族又は家族と加害者との間に3親等以内の親族関係がある場合 （婚姻関係の破綻、犯罪被害者が18歳未満の子、犯罪被害者が18歳未満の子を監護、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待は対象） ・犯罪行為を誘発、責めに帰すべき行為があった場合 ・犯罪被害者、遺族又は家族が暴力団と関係ある場合 ・社会通念上適切でない場合

	条例	支援金の対象（第13条関係）	日常生活支援助成金の対象（第11条関係）
申請期限		<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害を知った日（死亡：遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日、重傷病：医師の診断により重傷病であると診断された日）から1年以内 ・ 犯罪被害が発生した日から7年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪行為が行われた時から1年以内
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪により死亡した被害者の住所要件はない ・ 遺族、死亡していない犯罪被害者は、犯罪行為時に市民であれば、その後転出しても支援対象 ・ 犯罪行為が行われた時において市民であった者に対する経済的支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪により死亡した被害者の住所要件はない ・ 遺族、死亡していない犯罪被害者、家族は、犯罪行為時に市民以外であっても、申請時点で市民であれば支援対象 ・ 犯罪行為が原因で現に日常生活に支障が生じている市民に対する支援